

会員研究

やつてしまつた元平親王

真野信治

はじめに

第五十七代陽成天皇の第二皇子元平親王がやつてしまつた。天暦七年（九五三）正月叙位において「王氏爵不正事件」を起こしてしまつたのである。何があつたのか？

元平親王！と叫びたい胸中でははあるが、動機は何なのか？共犯者はいたのか？また、親王の身でありますながら事を起こしてしまつたことへの世間の反応はいかばかりであつたのか？是非とも真相を知りたいところでもある。しかし、今となつては、親王の心の内を知りうる事は出来ない。あえて憶測すれば、当時は光孝天皇系である村上天皇の時世であり、文徳天皇系の清和・陽成の後胤は忘れ去られていいく流れであることは否めず、それゆえ発覚しないとでも思つたのかもしれない。が、もちろんこの不正はすぐに露見し、親王は遠

流の判決を受けてしまつた。令の規定を破つてまで不正（詐称）を強行したその真意は果たして何だつたのか。先学の論考を踏まえながらこの事件の真相に迫つてみる。

一 不正事件のあらまし

事の次第はこうである。平安時代の朝廷内の制度の一つに「氏爵」制度というものがある。簡単に言うと、毎年の正月叙位にあたつて、四つの有力氏族である王氏・源氏・藤原氏・橘氏のそれぞれの氏長者に、今回叙爵にあずかる氏族内の者を選定し、推舉させるという仕組みのことである。ただ、王氏は行者を立て、その者が属する天皇ごとのグループ（〇〇天皇の子孫）から推薦者を出すこととなつてゐる。天暦七年、元平親王にその是

定の順番（「巡」という）が回ってきたわけである。そこで親王は、自分の所属する陽成天皇の子孫（これを「元慶御後」という）として、源經忠という者を選定した。しかも陽成天皇の二世孫王として叙爵させようとしたらしい。ところが、この經忠が陽成の子孫ではなく、実は清和天皇の子孫（「貞觀御後」という）であつたことが発覚してしまつた。つまり親王は經忠と組んで詐称行為を行つたということになる。元慶御後ではない者を元慶御後として推薦することは、明らかにルール違反であり、すぐに両名は罪に問われると事となつた。

史料から追つてみると、この事件を直接記した史料はなく、『權記』長徳四年十一月十九日条に「去天曆七年王氏爵巡、相當於元慶御後。氏是定式部卿元平親王、以貞觀御後源經忠為元慶御後王氏、申關榮爵。依有事聞、令法勸申所當罪狀、親王并經忠遠流。但親王可官當、依官高可贖銅者。其後有大赦。又依宣旨□□云、所當之罪科可原免。所給之位記可返進者』とある。つまり、過去にあつた不正事件の事例として取り上げてい

る史料なのだが、そこから我々はこの事件の詳細を知ることが出来た。これにある通り、判決は両名に削除されたのでは、と見なす説も遠流であつたが、後に親王は減刑されて贖銅（罰金のこと）、さらに大赦で位記の没収という顛末が見て取れる。經忠も大赦により位記没収のみであつた。

二・源經忠の正体

ではこの源經忠とはいかなる人物なのか。『小右記』長元四年（一〇三一）条にも事件の関連記事があるが、そこに「改姓為臣者」とあり、先学の指摘から、皇族出身で源朝臣を賜姓され臣籍降下した人物とみて間違いない。しかも名前に「經」を用いる清和天皇の孫王となると、第六皇子貞純親王の子のみである。因みに「忠」を用いる孫王は他にはいない。貞純親

王と言えば、その子に超有名人、武門源氏の始祖と言われる六孫王源經基がいることは周知のことである。となるとこの經忠は經基と同じような関係にあるのか、この点をクリアにする史料は今のところ見当たらない。『尊卑分脈』などの系図類にも、經基・經生の兄弟は見られるが、肝心の經忠の名

が見えないのが恥ましい。既述した通り不名誉な人物であるがゆえに削除されたのでは、と見なす説もある。両名が同時代人であることを踏まえ、經基の兄弟かもしくは同一人物である可能性は非常に高く、逆にこの関係を比定できる史料も今のところない。

三・事件の真相に迫る

それでは、彼らはなぜこんな不正事件を起こしたのであろうか。その理由を探つてみると、表面的に経忠を陽成天皇孫王と偽つて王氏爵（從四位下）にあずかるよう詐称した、という事件である。事件が起きるまでの経緯は、經忠が親王を唆し頼み込んだのか、親王の方が一役買つて出たのか、様々な憶測が考えられる。ただ言えることは、発覚すれば当然罪に問われることがわかっているにもかかわらず、実行してしまつたという事実だけが残る。当時は村上天皇の時世、清和天皇・陽成天皇の子孫は世間から忘れ去られており、決してバレることはないと思われるが、

ところが、『西宮記』卷一、正月五日叙位議には「氏爵・・・二世孫王（從四位下）自解、依巡。預昇殿者超越。貞觀孫王從五位下』という記録があり、なんと

くはなかつた。このかなりのリスクを背負つてまで懇請した經忠の周辺を探つてみると、実はある問題を抱えていたことがわかる。そもそも叙爵とは、貴族（源氏・藤氏・橘氏）として下限の位階である從五位下に叙位されることを言う。ただし、王氏爵に関してのみ、孫王には從四位下を授けることとなつてゐる（孫王が臣籍降下した場合は、從五位下となる）。その定められた位のことを「蔭位」と言う。蔭位とは、高位者の子孫を、父祖である高位者の位階に応じて一定以上の位階に叙位する制度のことであり、いわば父祖のお蔭で高叙位できる仕組みと言つたところだろうか。現代社会に置き換えると、企業に入社した新人について、普通一般社員がスタートライインだが、親が役員であるお蔭で特別に係長がスタートライインになるという状況を想像すると分かりやすいかもしれない。

王氏爵における蔭位が從五位下であるという例外的な規定があつたらしいのである。いわばローカルルールのようなものだ。先学の研究では、この例外規定は清和天皇自らが取決めたらしい痕跡があると説くが、清和孫王にしてみれば、なんとも迷惑千万な話である。『西宮記』は確実な一級史料であるため、この例外規定は事実とみて間違いない。同じ役員の息子なのに自分だけ一般社員としてヒラからスタートせざるを得ない状況だったのが、この清和孫王達であつたわけだ。蔭位が從四位下か從五位下では四階の差があるが、数字以上の開きがあつたことは想像に難くない。そう考えると、貞觀御後である経忠は、この特例に納得できなかつたものと思われる。それで懇意にしている元平親王に依頼し、元慶御後の二世孫王と偽り、従四位下として直叙されることを狙つた。これが現状で考え得る限りの真相であろう。ただ、皮肉なことに、この不正事件のお蔭? で、後世の我々は間違ひなく貞觀御後であつた経忠の存在を知つたわけだが、これがある論争に影響を及ぼすこととなる。

星野の論拠は、永承元年（一一〇六）新造の河内国誉田八幡宮に奉つたという告文（こうもん）の写しである、石清水八幡宮田中家

四・再び脚光を浴びる不正事件

この天暦七年の事件、天を搖るがすほどの大事件ではなかつたらうが、実は千年の時を超えてある論争における重要な材料となることで再び注目を浴びることとなる。それは明治三十三年、星野恒が発表した論考（「世ノ所謂清和源氏ハ陽成源氏ナル考」『史学叢説』第二集）が発端となつて、史学界を揺るがせた「清和源氏は実は陽成源氏であつた」という有名な論争である。現在はこの星野恒以後、昭和期には竹内理三が肯定するなど動きがあり、「陽成源氏に呼び名を替えるべき」という説、「従来の清和源氏のままでよい」という説、双方とも決定的な根拠を提示できず、いまだクリアな決着には至つていない。一つ言えることは、長い間学界で通例として呼称されてきたものが「実はそうではなくかつた」という説が発表されると、とかくそれに飛びつく歴史学者は意外に多いものである。

五・陽成源氏説の根拠である「源頼信告文」

<p>文書「源頼信告文案」がすべてであると言つていい。いわゆる「頼信告文」として有名になつた史料であり、これ以外の論拠を補する有効な史料は挙げていらない。そこに突然脚光を浴びたのがこの不正事件であり、「従来の清和源氏ではなくかつた」という説のよりどころとなる可能是至つていい。一つ言えることは、長い間学界で通例として呼称されたのである。</p> <p>出典は、『大日本古文書』家わけ第四之一「石清水文書」（田中家文書）</p>	<p>まり「告文」は、六孫王源経基の孫である河内守頼信が、自身の系譜について、はつきりと陽成天皇の子孫であることを表明している。頼文であり、起請文と同様のものなので、嘘偽りを記すわけがないと述べている。確かに「先人新発（源満仲）、其先経基、其先元平親王、其先陽成天皇」とあり、明らかに経基は元平親王の子であることを記している。もちろん、陽成天皇の父は清和天皇であるのだが、系譜を遡つて最初にたどり着いた〇〇天皇を踏まえて「〇〇源氏」と呼称することになつている。で、この告文を信すれば、りっぱに「陽成源氏」であり、星野の「清和源氏を陽成源氏に言い替えるべ</p>
---	--

きだ」という主張は、この史料からは首肯できる事になる。

一方、この告文自体は鎌倉時代の「写し」であり、告文の裏面に校正したと但し書きがあるなど、その真偽をめぐつて様々な説が発表されている。その中から二つほど挙げると、まずは告文に「其先経基」とあるのが気になるという。

「源朝臣経基」とはなつておらず、陽成天皇孫王の身分であることを示している。しかし頼信がこの願文を奉納した時点で、経基が臣籍降下した賜姓源氏であることを知らないはずがないので、この記述はおかしい。これが恣意的に記されたとすれば、経忠が二世孫王として詐称した状況と酷似しており、結果、正確に記した系譜よりも何かを表明しているようにも思えてくる。二つ目は、経基の子満仲を「新発」としていることである。これは新しく出家した者の意であるが、この表現は院政期ごろから用いられた語句であり、「告文」が奉納された永承元年当時はまだ用いられてなかつた表現であると説く研究者がいる。

こうしてみると、この告文はどこまで信頼がおけるものなのか、

非常に判断の難しい史料と言えます。先にも触れたが、事実と違う系譜を記した裏には、頼信の、事件の顛末を知つた上で父祖の尊嚴を守るためあえて陽成子孫と記さざるを得なかつた心情が見え隠れする。

六・源経基と「貞觀御後」の経忠

今まで見てきた通り、不正事件を起こした経忠は清和天皇の孫であることは間違いない。なぜなら清和孫王以外であれば、不正する必要がないからだ。ただ、経忠が系図上に表れていないのは厄介である。不名誉な人物であつたから、という事由はあまり説得力がない。経基が改名して経忠になつた可能性もなくはないが、「告文」以外に経忠を記す史料が一切ないことから、安易に首肯は出来ない。不

子の子なので六孫王と称する経基。こうしてみると両名は非常に近い親族か、或いは同一人物と考えざるを得ない。

また、それ以上に注目したいのは、仮に「告文」通り、経基(王)が元平親王の子であれば、自動的に蔭位が従四位下になる。ところが、経基の初めての叙位は「武藏介」である可能性が高く、「六国史」に挙げられた武藏介はすべて五位あることは間違いない。なぜなら経基の初叙位だけを取つてみても、かそれ以下であるらしい。つまり、経基の初叙位だけを取り上げても、決して陽成孫王ではないことを証明してしまつてている。

一方で、陽成源氏説を探る研究者がこの不正事件を取り上げることとはせず、「告文」の存在のみに頼つてゐるものも事実であり、どのような見解を述べるのか気になるところでもある。

七・元平親王と源経基の生年について

並びに「告文」絡みでの元平親王との関わりを考えると、双方とも、この表現は院政期ごろから貞觀御後を元慶御後孫王と主張すること、さらに主要人物が元平親王であること、という共通点を強調する論考もある。不正事件から、奇しくも清和孫王であることが確実視される経忠、清和天皇第六皇

王は同史料から延喜元年(九〇一)と考えられ、この間が元平親王の生まれた可能性のある期間である。一方の経基は、その父貞純親王の生年を貞觀十二年(八七〇)から十五年の間とする先学の研究があり、長男満仲の生年から判断し、延喜元年前後とみられる。したがつて、元平と経基が親子関係である可能性は無きに等しい(なお、「尊卑分脈」が記す満仲の生年(延喜十二年)は信用できない)。そもそも陽成源氏説を唱える研究者は、登場人物の生年を検討することで、元平親王と経基の親子関係が生物学的に成立しないことは薄々わかっているようで、この状況だけを取り上げても「告文」の系譜に無理があることは隠しようがないのである。

八・まとめ

以上、本稿は、およそ千年前に元平親王がやつてしまつた不正事件と、このことが後の「頼信告文」の内容に少なからず影響を及ぼした可能性があることを指摘してきたが、まとめるに以下の如くである。

・陽成天皇第二皇子の元平親王

が起こした不正事件のあらまし

は、源経忠が元慶御後の二世孫王を詐称して叙爵されることを画策したことであつた。

・しかし、経忠が貞觀御後であ

ることが発覚したが、状況から

判断し、間違いなく貞純親王の

子と思われる。

・彼らが事件を起こした理由の

ひとつに、貞觀御後にのみ適用される特例の蔭位の存在があつた。

・六孫王経基にもその蔭位が適用された可能性があり、初叙位が五位以下であつたことが想定できる。

・したがつて、経基は経忠と同じような環境下であり、経忠と

同様の問題を抱え、同様の行動を起こすことも想定でき、さらに兄弟もしくは同一人物と見なしても不思議ではない。

・明治になり、「頼信告文」の内容をもとに武門源氏を「清和源氏」ではなく「陽成源氏」が正しいと言う新説を主張する星野恒が論争を巻き起こした。しかし、「告文」は史料として、事実に反する記述があると指摘する研究も徐々にあらわれだし

た。

・不正事件を知る頼信の心情を察すると、「告文」の系譜部分の内容は、事実を伝えていない

可能性が高い。

・元平親王と経基の生年を検討

すると、どう見ても親子関係が成立することは言えない。

これらのことから、筆者は武門

源氏である清和源氏を「陽成源氏」に言い替えるべきではないと勘

に言い替えるべきではないと勘

案する。その根拠のほとんどが、

この不正事件から得られる情報を

質実に検討した結果導かること

が中心となつてゐる。一方で、星

野説はこの「告文」のみに依拠す

るだけで、他の傍証史料はない。

また、この事件がなければ「告文」

の系譜部分は別の記述になつてい

た可能性は十分ある、と言い切つ

五

- ・竹内理三『武士の登場』中央公論社（日本の歴史6）一九六〇年
- ・臚谷寿「清和源氏の発祥」『清和源氏』教育社一九八四年

- ・元木泰雄「武門源氏の祖—経基—『源満仲・頼光』ミネルヴァ書房二〇〇四年

参考論文

・宝賀寿男「陽成源氏の幻想」「姓氏と家紋」五六号一九八九年

・赤坂恒明「世ノ所謂清和源氏ハ陽成源氏ニ非ザル考—源朝臣経基の出自をめぐつて—」『聖学院大学総合研究所紀要』二五二〇〇三年

・藤田佳希「源経基の出自と「源頼信告文」」『日本歴史』八〇五二〇一五年

参考図書

